

社会福祉総務費

福祉課

1. 低所得者対策等

(1) 生活保護の状況

(各年3月31日現在)

区 分	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
被 保 護 世 帯 数	51	53	49	51	49	51	62	70	70	72	73
被 保 護 人 員	94	98	97	93	92	91	112	118	112	115	116
保 護 率 (%)	6.1	6.4	6.4	6.1	6.1	6.0	7.4	7.8	7.5	7.7	7.7

(2) 助成金・貸付金

①くらしの資金貸付

・生活不安定な世帯に対し、くらしのための緊急に必要なとする資金を貸し付けた。 5月1件、7月1件、11月1件、1月1件

貸付金 350,000 円

2. 障害者福祉

(1) 障害者の状況

①身体障害者手帳所持者

(平成26年3月31日現在 単位:人)

障 害 程 度	視覚	聴覚・平衡	音声・言語 そしゃく	肢体	心臓	腎臓	呼吸器	膀胱・直腸	肝臓	免疫	合 計
1 級	7	2	0	65	83	20	2	0	2	1	182
2 級	10	13	0	64	1	0	0	1	0	2	91
3 級	2	7	2	69	31	9	6	2	0	1	129
4 級	2	10	6	98	40	0	2	32	0	0	190
5 級	2	0	0	33	0	0	0	0	0	0	35
6 級	4	17	0	12	0	0	0	0	0	0	33
合計	27	49	8	341	155	29	10	35	2	4	660

②療育手帳所持者

障 害 程 度	A	B	合 計
人 数	46	61	107

③精神保健福祉手帳

障 害 程 度	1級	2級	3級	合 計
人 数	2	33	33	68

(2) 施設運営補助等

①乙訓福祉施設事務組合

・「乙訓若竹苑」「乙訓ポニーの学校」を運営する乙訓福祉施設事務組合の運営費を負担した。 負担金 27,733,000 円

②障害者施設運営補助

・乙訓圏域で障害者施設を運営する社会福祉法人等の運営費等を補助した。 補助金 4,029,894 円

③共同作業所等運営補助

・心身障害者共同作業所等の運営費を補助した。 補助金 2,212,111 円

(3) 各種助成制度

①心身障害者扶養共済制度補助

・心身障害者に終身一定の年金を給付する制度で、加入した保護者に対し掛金の一部を補助した。 17件 扶助費 632,320 円

②障害者福祉推進事業

・障害者の生活行動範囲の拡大及び社会参加の促進を図るため、タクシー料金の一部を補助した。 268件 扶助費 2,271,600 円

③身体障害者等診断書料助成

・身体障害者手帳の申請時に要する診断書料の全部又は一部を助成した。 69件 扶助費 138,000 円

④障害者福祉サービス等利用助成事業

・障害福祉サービス等を利用したときにかかる利用者負担を軽減した。 32件 扶助費 1,879,102 円

(4) 障害者等医療助成

①福祉医療

・重度心身障害者、ひとり親家庭児童及びその親に医療費の自己負担分の助成を行った。 障害 142人 ひとり親 347人 扶助費 29,347,855 円

②重度心身障害老人健康管理事業

・後期高齢者医療保険の被保険者である重度心身障害老人に、高齢者の医療の確保に関する法律に規定する医療費一部負担金に相当する額を給付した。 受給者数 156人 補助金 14,983,107 円

③自立支援医療(更生医療)

・身体障害者の障害を除去・軽減して、職業能力増進、日常生活を容易にするため医療給付を行った。 55件 扶助費 9,463,902 円

④自立支援医療(育成医療)

・身体に障害のある児童の障害を除去・軽減して、生活能力を得られるよう医療給付を行った。 4件 扶助費 315,190 円

⑤自立支援医療(精神通院)

・通院による精神医療を継続的に要する病状にある方に対し、受給者証の交付を行った。
(医療給付は京都府が支弁) 受給者数 171人

(5) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等

・介護給付費等を給付した。 扶助費 255,749,043 円

(6) 児童福祉法に基づく障害児給付費等

・障害児給付費等を給付した。 扶助費 3,097,050 円

(7) 自立支援給付費(補装具)

・失われた身体機能を補うための補装具の交付・修理を行った。 交付18件 修理20件 扶助費 3,870,784 円

(8) 地域生活支援事業

①日常生活用具給付、移動支援、日中一時支援等の事業を実施した。

日常生活用具 386件 移動支援 延5,421時間 日中一時 延利用252回 扶助費 30,578,381 円

②コミュニケーション支援事業

・中央公民館において手話教室(入門課程)を実施した。 実施回数 12回 受講者 6名 報償費 210,110 円

・乙訓二市一町共同で手話奉仕員養成講座(基礎課程)を実施した。 実施回数 12回 受講者 2名 報償費 49,202 円

・聴覚障害者の社会参加等に対して、手話通訳者・要約筆記者を派遣した。 派遣回数 155回 派遣時間 288時間 報償費 245,550 円

(9) 障害者啓発事業等

・街頭啓発を12月3日に町内各所で実施した。

(10) 相談支援事業

・障害のある方の生活相談を毎月第2木曜日に実施した。(相談員:アンサンブル、大山崎町社会福祉協議会)

・京都府の身体障害者巡回更生相談(耳鼻科)を7月16日に「中央公民館」で実施した。

3. 福祉団体等支援

(1) 団体支援

・各種福祉団体に対して補助した。

〔社会福祉協議会〕	補助金	13,250,928 円
〔民生児童委員協議会〕	補助金	3,320,000 円
〔三つ和母子会〕	補助金	95,000 円
〔遺族会〕	補助金	108,000 円
〔身体障害者協会〕	補助金	159,800 円
〔原爆被災者の会〕	補助金	35,000 円
〔知的障害者育成会〕	補助金	65,700 円

(2) 団体事業支援

①障害者スポーツ大会(10月19日)

・実行委員会に対して補助した。

補助金 60,000 円

②戦没者追悼式(5月15日)

・遺族会が主催する戦没者追悼式に対して補助した。

補助金 270,000 円

4. その他の福祉事業

健康福祉まつり

・「第5回大山崎町健康福祉まつり」を11月3日に開催した。

国民年金事務費

健康課

国民年金制度は、これまで数々の改善が行われ、公的年金制度の土台としての役割を担っている。また急速な少子・高齢化が進み、公的年金の収入が住民の老後生活を支え、欠くことのできない存在となっている。

今後とも納付に関する奨励の強化、無年金者の解消を図り、年金受給権の確保と行政サービスの向上に努め、加入者が将来の年金制度に不安を抱くことなく、健康で明るく豊かな老後の生活を営めるよう住民の理解を得ていく。

(1) 拠出制国民年金関係

① 被保険者数及び異動状況

(単位:人)

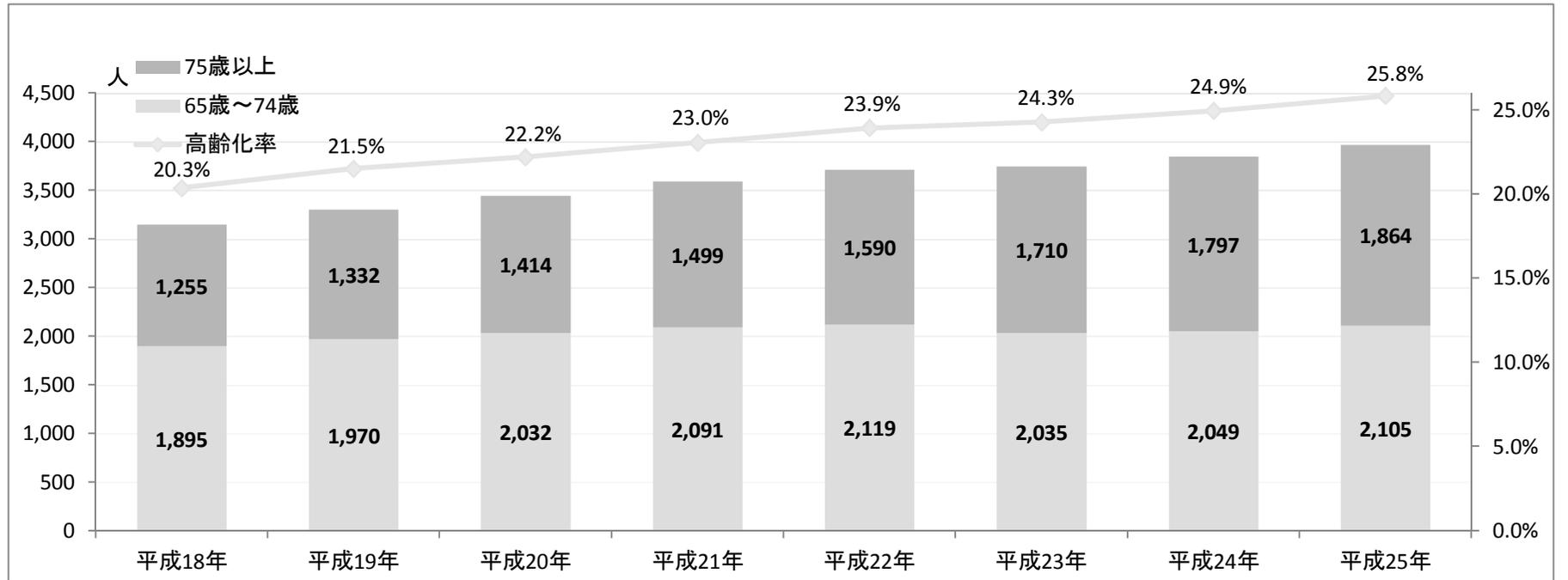
24年度末被保険者数	25年度中の異動状況					25年度末被保険者数
	資格取得	転入	転出	資格喪失	増減	
3,324	775	146	155	831	▲ 65	3,259

② 被保険者の種類別内訳

(単位:人)

第1号	任意	第3号	計	法定免除	申請免除				納付猶予	学生納付特例	付加保険料加入者	
					全額	3/4	半額	1/4			任意	強制
1,946	40	1,273	3,259	106	237	34	15	7	64	237	92	0

1. 高齢者人口の推移



(各年4月1日現在)

		平成18年		平成19年		平成20年		平成21年		平成22年		平成23年		平成24年		平成25年		
人口総数		15,488		15,363		15,530		15,577		15,512		15,441		15,430		15,379		
高齢者人口	65歳以上	3,150	20.3%	3,302	21.5%	3,446	22.2%	3,590	23.0%	3,709	23.9%	3,745	24.3%	3,846	24.9%	3,969	25.8%	
	うち	65歳～74歳	1,895	12.2%	1,970	12.8%	2,032	13.1%	2,091	13.4%	2,119	13.7%	2,035	13.2%	2,049	13.3%	2,105	13.7%
		75歳以上	1,255	8.1%	1,332	8.7%	1,414	9.1%	1,499	9.6%	1,590	10.3%	1,710	11.1%	1,797	11.6%	1,864	12.1%

2. 在宅福祉事業

事業名	内容	区分	決算額	内訳
①給食サービス	ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯等で調理が困難な者に対し、給食(昼食)を宅配するとともに、安否確認を行った。	委託料	1,259,650円	利用者数48人 実食数3,599食
②寝具丸洗い乾燥サービス	ひとり暮らし高齢者、要介護の高齢者等に寝具の丸洗い乾燥サービスを実施した。	委託料	129,600円	申請件数49件
③地域福祉事業	地域での新たなコミュニティづくり、ボランティア育成等の各種事業を実施した。	委託料	640,000円	
④緊急通報装置事業	ひとり暮らし高齢者等で、緊急通報装置の設置が必要な者に機器の給付をした。また、概ね5年を経過した機器について保守を実施した。	委託料	227,850円	機器保守14台
		扶助費	493,900円	新規設置者8人
⑤認知症総合対策事業	認知症サポーター養成講座の開催や閉じこもり予防を主な目的として、誰もが憩えるサロン型カフェを設置した。	委託料	3,000,000円	認知症サポーター養成講座6回 サロン型カフェ36回 巡回型カフェ24回
⑥認知症地域支援推進員配置	地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置することにより、認知症の相談業務の充実を図った。	委託料	2,700,000円	1人

3. 施設福祉事業

養護老人ホーム	身体上、精神上、環境上、経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者の入所を措置した。	扶助費	2,287,794円	長生園1人
---------	--	-----	------------	-------

4. 老人福祉事業

①敬老会(9月13日)	大山崎町立体育館において70歳以上の高齢者を対象として開催した。	報償費	617,900円	参加者 約350人
		委託料	1,263,780円	
		使用料及び賃借料	157,500円	
②老人クラブ助成	老人クラブ活動費を助成した。	補助金	999,000円	9クラブ、413人
③生きがい対策事業	高齢者が充実した高齢期を過ごすための生きがいづくりに対する活動費を助成した。	補助金	250,000円	

事業名	内 容	区 分	決算額	内 訳
④シルバー人材センター運営補助	高齢労働能力活用の推進を図るため、シルバー人材センターの運営費を補助した。	補助金	2,500,000円	
⑤老人福祉センター指定管理	平成19年4月より指定管理者施設として大山崎社会福祉協議会に委託し、高齢者の健康と生きがいの場・やすらぎの場として、運営を行っている。	委託料	17,640,000円	

5. 介護保険関連事業

①介護保険社会福祉法人利用者負担軽減補助	社会福祉法人が利用者負担減免を行った場合に補助した。	補助金	4,457円	1法人
②介護予防安心住まい改修助成	介護保険の認定を受けていない高齢者を対象に住宅改修費用を一部助成した。	補助金	124,000円	1件
③介護予防・システム構築プロジェクト事業	大学・社協と協働で、介護予防に住民が主体となって取り組める「仕組み」を構築するため、啓発事業やサポーター講座を実施した。	委託料	1,419,892円	
④介護保険事業特別会計への繰出	介護保険事業特別会計繰出金	繰出金	160,207,000円	

6. 老人医療事業

①老人医療助成	65歳以上70歳未満のひとり暮らし高齢者、所得税非課税世帯高齢者等の医療費の一部を助成した。	扶助費	11,602,161円	受給者数 184人 (平成25年8月1日現在)
---------	--	-----	-------------	----------------------------

7. 後期高齢者医療制度関連事業

①後期高齢者医療療養給付費負担金	後期高齢者医療被保険者の療養給付費に係る市町村負担金を支出した。	負担金	151,257,280円	
②後期高齢者医療人間ドック補助金	後期高齢者医療制度被保険者が人間ドックを受診される場合の受診費用の一部を補助した。	補助金	1,082,095円	補助人数37人
③後期高齢者医療保険事業特別会計への繰出	後期高齢者医療保険事業特別会計繰出金	繰出金	29,130,913円	事務費繰出金 7,503,143円 保険基盤安定繰出金 21,627,770円

児童福祉総務費

福祉課

1. 児童福祉及び母子福祉

(1) 児童手当

次代を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、子どもを養育する保護者に対して手当を支給する。

6月に2月～5月分、10月に6月～9月分、2月に10月～1月分をそれぞれ支給する定時払いと、転出などによる受給資格消滅者に対して消滅月までの手当を支給する随時払いがある。

○児童手当

(受給者数は、平成26年2月末現在)

区 分	受給者数 (兄弟姉妹の重複あり)	手当月額	児童手当の額の基礎となる延べ児童数			支給額	
			第 1 子	第 2 子	第 3 子 以 降		
3 歳 未 満	被 用 者	315 人	15,000 円	1,648 人	1,361 人	583 人	53,880,000 円
	非 被 用 者	38 人	15,000 円	180 人	172 人	86 人	6,570,000 円
3 歳 以 上 小学校修了前	被 用 者	1,013 人	10,000円 第3子以降は15,000円	6,016 人	4,615 人	1,200 人	124,310,000 円
	非 被 用 者	265 人	10,000円 第3子以降は15,000円	1,508 人	1,121 人	440 人	32,890,000 円
中 学 生 以 上	被 用 者	260 人	10,000 円	2,088 人	986 人	74 人	31,480,000 円
	非 被 用 者	89 人	10,000 円	609 人	382 人	60 人	10,510,000 円
特 例 給 付	被 用 者	113 人	5,000 円	594 人	554 人	186 人	6,670,000 円
	非 被 用 者	6 人	5,000 円	18 人	28 人	36 人	410,000 円
合 計	2,099 人			12,661 人	9,219 人	2,665 人	266,720,000 円

(2) 児童扶養手当

父母の離婚等により児童を養育している父と母のいずれかと、父母に代わって児童を養育している方に、児童の福祉の増進を目的として支給される。父または母が重度障害の状態にある児童を養育している方も対象となる。ただし、一定の所得限度額を超えたり、障害年金などの公的年金を受給している場合は支給されない。

受給者数	136人	(平成26年3月末現在)
------	------	--------------

(3) 特別児童扶養手当

心身に障害のある児童を家庭で養育している父や母、あるいは父母にかわってその児童を養育している方に、児童の福祉の増進を目的として支給される。ただし、一定の所得限度額を超えたり、児童が施設等に入所している場合は支給されない。

受給者数	20人	(平成26年3月末現在)
------	-----	--------------

(4) 大山崎町児童育成支援手当

平成25年度住民税非課税世帯(生活保護を受けている世帯を除く)で、以下のア、イのいずれかに該当する方に支給する。

ア. ひとり親家庭 両親またはどちらか一方が欠けている児童を養育している方。1人目は月額3,000円、2人目以降は月額1,500円。

イ. 障害児扶養家庭 心身に障害のある児童を養育している方。児童1人につき月額3,000円。

世帯類型	受給者数	支給額
ひとり親家庭	73人	3,322,500円
障害児扶養家庭	2人	90,000円
計	75人	3,412,500円

(受給者数は、平成26年3月末現在)

(5) 京都府母子家庭奨学金

母子世帯の乳幼児・小学生・中学生・高校生の母に支給される。京都府が実施する他の奨学金との併給制限がある。

受給者数	122世帯
------	-------

乳幼児	29人	小学生	71人	中学生	60人	高校生	40人	専修学校	
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	--

(6) 交通遺児奨学金

交通事故により親等を失った児童に支給される。京都府が実施する他の奨学金との併給制限がある。

受給者数	3人
------	----

(7) 子育て支援医療費助成制度

この制度は、医療機関での保険診療に係る医療費自己負担分に対する助成制度である。府制度として3歳到達月までの通院と小学校修了前までの入院について1ヶ月1医療機関ごとに200円の自己負担額を控除した額を助成する。また平成24年9月診療分からは、府制度として小学生の通院1ヶ月3,000円を超える医療費の自己負担額を助成する制度が開始した。町単独制度として府制度の途切れる3歳到達月翌月から小学校就学前までの通院に対して1ヶ月1医療機関ごとに200円の自己負担額を控除した額の助成を行っている。

○受給者

満3歳未満	391人
3歳以上小学校就学前	379人
小学生	844人
計	1,614人

(平成26年2月末現在)

○医療費

府制度	7,715件	17,756,749円
町単独制度	5,666件	6,019,453円
医療費支給総額	13,381件	23,776,202円

2. 次世代育成支援対策事業

(1) 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター「ゆめほっぺ」)

平成21年10月、町立中央公民館内に大山崎町子育て支援センター「ゆめほっぺ」を設置、オープンした。「ゆめほっぺ」は、小学校入学前の乳幼児とその保護者が気軽に集い、交流を行う場としての機能はもとより、育児に関する相談や子どもの健康に関する相談なども実施している。

○月別来場組数

平成25年4月	278組	7月	431組	10月	405組	平成26年1月	360組
5月	332組	8月	401組	11月	331組	2月	336組
6月	359組	9月	412組	12月	268組	3月	370組
						年間平均	357組

○開催行事

通年開催：ランチデー、絵本の読み聞かせ、ベビーマッサージ

随時開催：プレママさんプチママさんソーイング(スタイを手作り)、天の川の飾り付け、年初めの記念手形づくり、親子でダンス、消しゴムハンコ作り等

(2) 大山崎町要保護児童対策地域協議会

児童福祉法に基づき、虐待を受ける児童等の適切な保護を図るため関係機関により構成される「大山崎町要保護児童対策地域協議会」を平成19年1月に設置。平成25年度には、代表者会議1回、実務者会議4回、個別ケース検討会議を13回開催した。また、協議会構成機関の専門性向上のため研修会を開催するとともに、広く地域における気運を醸成するため、一般向けの研修会も開催した。

児童福祉施設費

福祉課

国庫補助、または他の府補助に係る公園等設置事業の対象とならない小規模な遊び場を設置している。

山寺簡易児童公園

555㎡

保育所費

福祉課

現在、保育所では、乳児保育、延長保育、障害児保育、子育てサポートセンター事業、さらに第3保育所(平成26年度は第2保育所)における一時保育の実施など、保育サービスの充実に努めている。しかし、保育ニーズは多岐多様化しており、今後も引き続き新たなニーズに応える保育サービスのあり方を検討する必要がある。また、増加傾向にある保育需要に対し、待機児童を生じさせない体制の確保も課題である。

なお、平成16年度から公立保育所の運営費負担金が一般財源化され、国庫並びに府費負担金が皆減となっていることから、町負担は増大している。今後は保育所運営における安心・安全の確保と必要な体制整備を図りつつ、より一層の効率的運営が求められている。

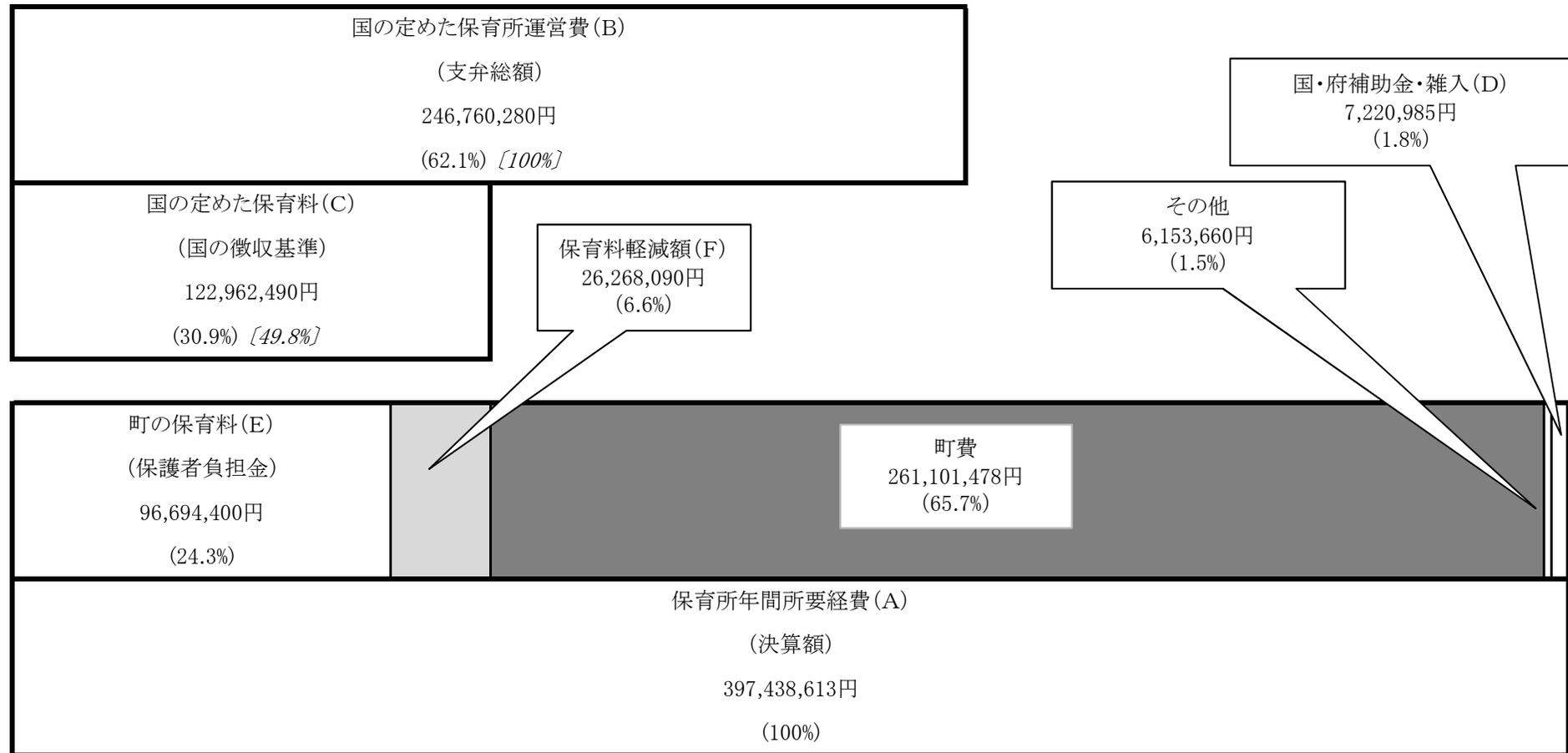
(1) 定員および月平均保育人員・年間月延べ保育人員

	開 所	定 員	月 平 均 保 育 人 員	年 間 月 延 べ 保 育 人 員		
				乳 児	幼 児	合 計
町立大山崎町保育所	昭和32年(同57年移転)	120人	136人	569人	1,068人	1,637人
町立第2保育所	昭和48年	100人	105人	551人	709人	1,260人
町立第3保育所	昭和51年	90人	100人	555人	644人	1,199人
合 計		310人	341人	1,675人	2,421人	4,096人

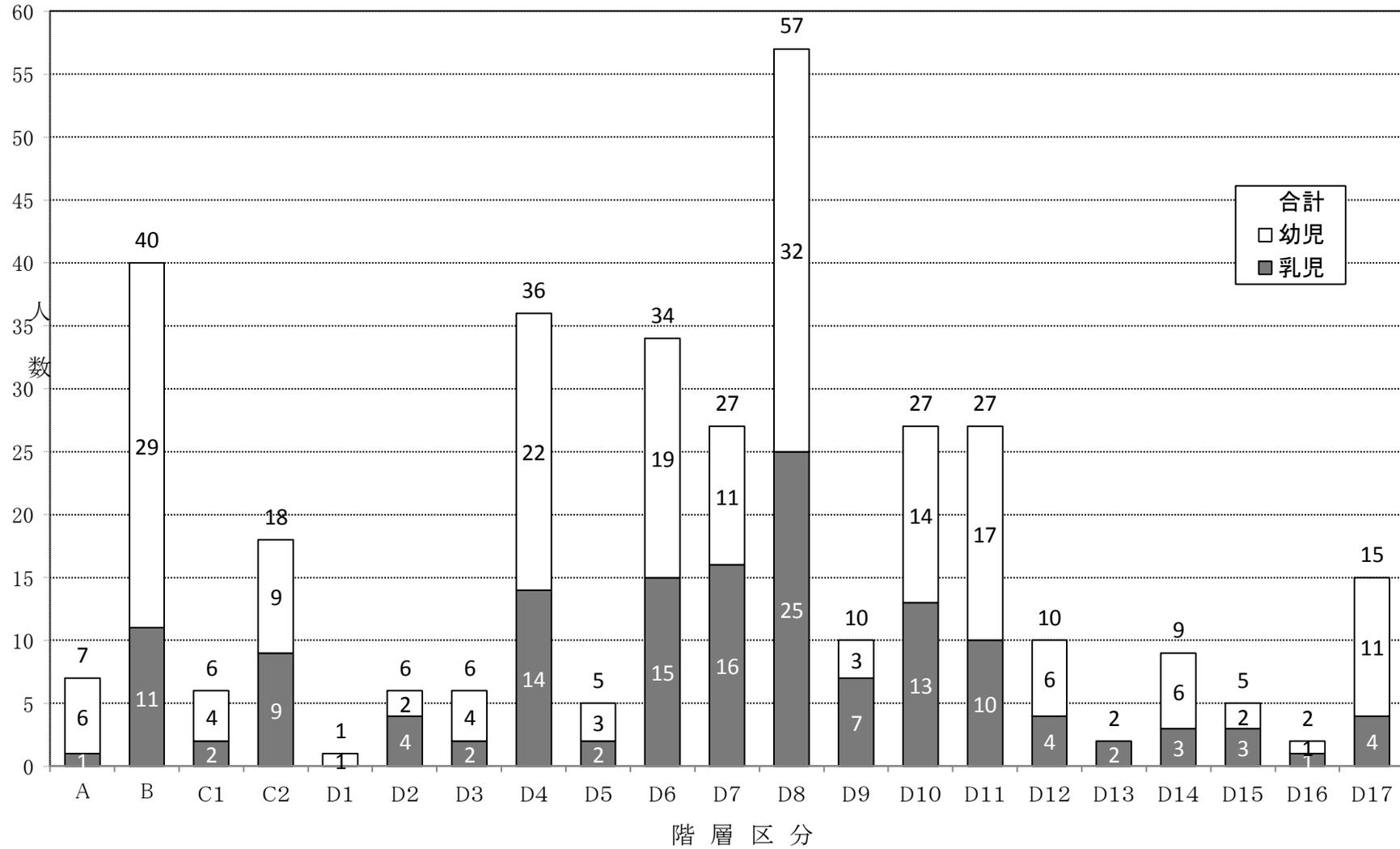
(2) 保育所運営経費総計表

区分	年度	平成 25 年度 決算額	参 考	
			平成 24 年度 決算額	平成 23 年度 決算額
保育所数・定員・保育料徴収年間月延べ人員		3カ所・310人・4072人	3カ所・310人・4,297人	3カ所・310人・4,041人
年間所要経費（決算額）	A	397,438,613円	396,383,020円	413,365,191円
支 弁 総 額	B	246,760,280円	257,681,860円	262,981,820円
保 育 料（国の徴収基準）	C	122,962,490円	125,698,690円	122,662,230円
国・府補助金・雑入等	D	7,220,985円	5,600,590円	6,559,055円
保 育 料（町の徴収基準）	E	96,694,400円	96,895,670円	96,216,750円
保育料（国の徴収基準と町の徴収基準との差額） （ C - E ）	F	26,268,090円	28,803,020円	26,445,480円
乳幼児1人当たりの年間平均 所 要 経 費	$\left[\frac{A}{\text{保育人員}} \right]$	1,172,385円	1,107,215円	1,226,603円
乳幼児1人当たりの年間平均 保 育 料 軽 減 額	$\left[\frac{F}{\text{保育人員}} \right]$	77,487円	80,455円	78,473円
乳幼児1人当たりの年間平均 保 育 料（国の基準）	$\left[\frac{C}{\text{保育人員}} \right]$	362,721円	351,114円	363,983円
乳幼児1人当たりの年間平均 保 育 料（町の基準）	$\left[\frac{E}{\text{保育人員}} \right]$	285,234円	270,658円	285,510円

(3) 保育所運営経費のしくみ



(4) 保育料階層別人数(町の基準)



(平成26年3月1日現在)

(5) 一時保育事業(子育て支援事業)

家庭における保育が一時的に困難な時に乳幼児の保育を行う。第3保育所(平成26年度は第2保育所)で実施している。

利 用 形 態		利 用 日 数	延 べ 利 用 日 数
非定型的保育サービス	保護者の短時間就労、職業訓練、就学などにより、家庭での保育が断続的に困難となるため、一時的に保育が必要となる場合	週3日間を限度	809日
緊急保育サービス	保護者の傷病、入院、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない理由により、緊急、一時的に保育が必要となる場合	継続25日間を限度	117日
私的理由による保育サービス	保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を解消(リフレッシュ)するためなど、私的な理由により一時的に保育を希望される場合	月2日間を限度	191日
計			1,117日

※保護者とともに町内に住所を有し居住している、保育所入所要件に該当しない、健康で集団保育が利用可能な満1歳以上(利用日現在の満年齢)から就学前までの乳幼児が対象。

(6) 子育てサポートセンター事業

保育所が、保育に関する専門性を生かして、地域の子育て相談事業を実施することにより、地域に最も密着した児童福祉施設としての役割を果たすとともに、地域における子育て支援をより一層推進するため、子育てサポートセンターを保育所に設置する。

保 育 所 名	事 業 内 容		年 間 開 催 回 数	延 べ 来 場 組 数
大山崎町保育所	子育て相談事業	平成25年5月から26年3月まで、毎週火曜日9時から16時まで	44回	38組
	子育てサポート事業	「園庭開放」「プール開放」 保育所での行事3回(七夕祭り、クリスマス会、節分)に参加してもらい、子どもの様子を見てもらいながら、保育士との気軽なミーティングにより、子育てを共に考えあった。	53回	
第2保育所	子育て相談事業	平成25年5月から26年3月まで、毎週火曜日9時から16時まで	44回	47組
	子育てサポート事業	「園庭開放」「プール開放」 保育所での行事3回(七夕祭り、クリスマス会、節分)に参加してもらい、子どもの様子を見てもらいながら、保育士との気軽なミーティングにより、子育てを共に考えあった。	53回	
第3保育所	子育て相談事業	平成25年5月から26年3月まで、毎週火曜日9時から16時まで	44回	70組
	子育てサポート事業	「園庭開放」「プール開放」 保育所での行事3回(七夕祭り、クリスマス会、節分)に参加してもらい、子どもの様子を見てもらいながら、保育士との気軽なミーティングにより、子育てを共に考えあった。	53回	